

No.	条項	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	商品先物取引法施行令(以下「施行令」という。)第1条	商品先物取引法(以下「商先法」又は「法」という。)第2条第1項及び施行令第1条において本法の適用を受ける「商品」が定義されていますが、この定義に含まれない物品を対象とする取引は本法の適用を受けないという理解で正しいか。	貴見のとおりと考えられます。
2	施行令第2条第2号	外国業者が外国顧客から委託を受けて、国内市場での執行を国内商品先物取引業者に対して、取り次ぐ行為は、商品先物取引法の適用範囲外という理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、国内で勧誘等の行為が行われている場合には、その相手方が非居住者であっても、商先法の対象となります。
3	施行令第2条第2号	外国商品先物取引業者が商品先物取引法施行令第2号に該当する範囲内で、法第2条第22項第1号及び第2号に掲げる行為を行うには、商品先物取引業者に対する委託の取次ぎに限定されるとの理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
4	施行令第2条第2号	外国商品先物取引業者は、施行令第2条第2号において「外国の法令に準拠し、外国において法第2条第22項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者」と定義されているが、法第2条第22項に規定される行為を規制していない外国において、外国において設立された法人が業としてこれらの行為を行う場合、この法人は外国商品先物取引業者に該当するのか。	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、「外国の法令に準拠し、外国において法第2条第22項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者」とは、外国において法第2条第22項各号に掲げる行為を、外国の法令に準拠して行っていれば足り、外国において許可等を取得していることが必ずしも必要な要件ではありません。
5	施行令第2条第2号	施行令第2条第2号の対象となる行為は、法第2条第22項第1号又は第2号に規定する取次ぎに限られているという理解でよいか。そうであるとして、取次ぎに限定しなくてもよいのではないか。	「商品先物取引業」の定義から除外される行為の範囲は、昨今の不適正事例等も踏まえ、委託者保護に真に支障がないと認められる範囲に限定することが適当と考えられるところ、施行令第2条第2号の対象となる行為は、法第2条第22項第1号又は第2号に規定する取次ぎを行う行為に限ることが適当と考えられます。
6	施行令第2条第2号	施行令第2条第2号において、「前号に掲げる行為に該当するものを除く。」と規定する必要はないのではないか。	「前号に掲げる行為に該当するものを除く。」とは、単に他の号との概念の重複を調整するものです。
7	施行令第2条第2号	外国商品先物取引業者が国内の商品取引所取引について勧誘をすることなく、一定の要件を満たす国内にある者の注文を受けて外国において国内商品取引所取引の委託を受け、又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為は商品先物取引業から除かれるとされている。この場合の一定の要件について、商品投資顧問業者以外の詳細は省令において規定されるとされているが、国内にある法人全般を広く上記形態において業から除かれる取引の相手方として規定して頂きたい。	商品先物取引法施行規則(以下「施行規則」という。)における規定内容を検討するにあたっての参考とさせていただきますが、当該規定内容を検討するに当たっては、委託者保護に真に支障がないと認められる範囲に限定する必要があるものと考えております。

8	施行令第2条第2号	<p>施行令第2条第2号の「外国商品先物取引業者」は「商品先物取引業者以外の者」とされているが、外国の業者が日本に支店を置くことにより商品先物取引業者として許可を受けている場合であっても、当該外国業者の本店の担当者が日本の投資家から注文を受けて当該投資家のために商品市場における取引の委託の取次ぎを行う等、本店の担当者が行う行為について、当該外国業者は「外国商品先物取引業者」に準ずるものとして、「外国商品先物取引業者」に法令上認められている範囲内の行為を行うことができるという理解でよいか。</p>	<p>外国に本店を有するか否かにかかわらず、商品先物取引業者(以下「商先業者」という。)の許可は、営業所(支店)単位ではなく法人単位で行われるものです。 したがって、例えば、外国にある商先業者の本店の従業員が行う居住者である顧客を相手方とする行為は、商品先物取引業から除外される場合(法第2条第22項)を除き、商先法の規制対象となるものと考えられますが、具体的な取引に対する商先法の適用の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。</p>
9	施行令第2条第2号	<p>日本に支店を置くことにより商品先物取引業者として許可を受けた外国の業者が日本の投資家から注文を受ける場合、当該外国業者の日本支店が当該注文を外国の本店につなぐ行為をする場合も多い。かかる行為については、商品先物取引法上作成及び保存しなければならない帳簿書類として主務省令で定めるもの(商品先物取引法第222条)を作成及び保存する必要はないという理解でよいか。</p>	<p>外国に本店を有するか否かにかかわらず、商先業者の許可は、営業所(支店)単位ではなく法人単位で行われるものです。 したがって、例えば、外国にある本店と我が国にある支店の間で行われる法人内部での行為について、法第222条に規定する帳簿を作成する必要はないものと考えられます。</p>
10	施行令第2条第3号	<p>施行令第2条第3号の「外国商品市場取引について高度の能力を有する者として主務省令で定める者」が顧客である場合、国内に所在する者が当該顧客に係る外国市場での執行について外国業者に対して取次ぎを行う行為は、本号により商品先物取引業から除外されるという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
11	施行令第2条第3号	<p>施行令第2条第3号において、法第2条第22項第3号又は第4号に掲げる行為を行う主体が規定されていないが、これは「何人も」との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
12	施行令第2条第3号	<p>London Metal Exchange(LME)は、法第2条第12項の「外国商品市場」に該当するという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
13	施行令第2条第3号	<p>外国商品市場取引においても、のみ行為は禁止されるものと理解してよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
14	施行令第2条第3号	<p>London Metal Exchange(LME)の会員は、マーケットメイクを行うか、又はリングに繋ぐかを自ら決定できるが、LMEのルールに則ったものである限り、のみ行為に該当しないという理解でよいか。</p>	<p>外国商品市場取引においてものみ行為は禁止されるものと考えられますが、例えば、御指摘の行為については貴見のとおりと考えられます。</p>
15	施行令第2条第3号	<p>ロコ・ロンドン取引及びロコ・チューリッヒ取引は、現物取引と考えられるが、店頭商品デリバティブ取引(法第2条第14項)には該当しないという理解でよいか。</p>	<p>御指摘の現物取引の意味にもよりますが、差金決済を行うことができない取引については、貴見のとおりと考えられます(法第2条第14項)。</p>

16	施行令第2条第3号	「外国商品市場取引について高度の能力を有する者として主務省令で定める者」及び店頭商品デリバティブ取引の適用除外となる委託者等の要件として 特定店頭商品デリバティブ取引業者、 資本金1,000万円以上の法人と、 資本金10億円以上の親会社を有する子会社、 商品取引契約残高10億円以上の法人」又は「商品取扱高10億円以上の法人」を加えて頂きたい。	
17	施行令第2条第3号	商品先物取引業の適用除外となる、店頭商品デリバティブ取引の相手方の資本金要件について、契約相手が事業会社の機能子会社で資本金要件を満たさない場合であっても、契約相手の親会社から保証を取得した場合には、その保証先(親会社)が資本金要件を満たしていれば保証先を相手方と同視し、商品先物取引業の適用除外行為となると考えていいか。また、外国商品市場取引の委託者についても同様に考えてよいかご確認頂きたい。	施行規則における規定内容を検討するにあたっての参考とさせていただきます。
18	施行令第2条への追加(法第2条第15項関係)	金融商品取引法と同様に、資本金10億円以上の株式会社、適格機関投資家等との店頭商品デリバティブ取引については、商品先物取引業の適用除外としてほしい。	
19	施行令第2条第3号	上海先物取引所は、法第2条第12項の「外国商品市場」に該当するという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
20	施行令第2条第3号	施行令第2条第3号に該当するためには、外国の業者が日本において投資家を勧誘しないことは条件とされていないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
21	施行令第2条第3号及び第4号	施行令第2条第3号及び第4号に規定された「相手方として」という文言は、外国商品市場取引に関しては、「委託者として」という意味であるという理解でよいか。	施行令第2条第3号及び第4号に規定された「相手方として」という文言は、外国商品市場取引に関しては、外国商品先物取引についての委託の相手方となることを意味するものと考えられます。
22	施行令第2条第4号	施行令第2条第4号の「商品先物取引業者による代理又は媒介により」には、当該商品先物取引業者の委託を受けている商品先物取引仲介業者による媒介(受託(代理又は媒介)の媒介)を含むという理解でよいか。	施行令第2条第4号の「商品先物取引業者による代理又は媒介」は、当該代理又は媒介が、商品先物取引業者によって行われることのみを規定しているものです。
23	施行令第2条第4号	国内商品先物取引業者の代理又は媒介が関与している限り、外国業者を適用除外とする相手方顧客から個人を除外する理由(又は本号に関して個人顧客を小規模法人顧客と区別する理由)は特にないと思われる。	商品先物取引業の定義から除外される行為の範囲は、昨今の不適正事例等も踏まえ、委託者保護に真に支障がないと認められる範囲に限定することが適当と考えられるところ、商先法における個人委託者の保護を徹底する観点から、施行令第2条第4号においては、顧客が個人である場合のみを除いているものです。
24	施行令第2条第4号	外国業者Aが国内商品先物取引業者の代理又は媒介により、国内所在者Bと店頭デリバティブ取引を行う場合、AとBのいずれかの当事者にも本号が適用されるのか。それとも、本号が適用されるのは、Aだけか(Bについては、「業として」行っているかどうか、又は、当該国内商品先物取引業者がAのみならずBのためにも代理又は媒介を行っている(双方代理・媒介)、につき別途に判断されるのか)。	御質問の外国業者Aが行う行為は、国内所在者Bが個人でない場合においては、商品先物取引業から除外されるものと考えられます。一方、御質問の国内所在者Bが行う行為が業として行う行為に該当するか否かは、別途個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。

25	施行令第2条第4号	店頭デリバティブ取引について施行令第2条第4号の適用がある場合、取引対象が「特定店頭商品デリバティブ取引」であっても、本号の適用があるいずれの当事者についても、商品先物取引業者の許可が不要であるのみならず、法第349条の届出も不要という理解でよいか。	御質問の趣旨が明らかではありませんが、施行令第2条第4号に該当する行為は、商品先物取引業から除外されますが、仮に当該行為が特定店頭商品デリバティブ取引に該当する場合には、法第349条第1項の届出が必要であると考えられます。
26	施行令第2条第4号	外国商品先物取引業者は、商先法と外国の規制の両方を遵守しなければならない状況も想定されえ、過剰な負担になりかねない。施行令第2条第4号の適用範囲をもっと広くすることができないか。	商品先物取引業の定義から除外される行為の範囲は、昨今の不適正事例等も踏まえ、委託者保護に真に支障がないと認められる範囲に限定することが適当と考えられるところ、個人委託者の保護を徹底する観点から、施行令第2条第4号においては、顧客が個人である場合のみを除いています。
27	施行令第2条第4号	施行令第2条第4号は、「(これらの号に規定する媒介、取次ぎ又は代理を行う行為…に該当するものを除く。)」と規定しているが、これは、外国商品市場取引(商品清算取引に類似する取引を除く。)の委託を受けること(法第2条第22項第3号)、商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎの委託を受けること(同項第4号)、店頭商品デリバティブ取引を行うこと(同項第5号)に限定されるとの理解でよいのか。	貴見のとおりと考えられます。
28	施行令第2条第4号	特に外国に住所を有する者であって本法の適用を受ける者に対し、どのように指導、取り締まりを行うことを想定しているのかご説明頂きたい。	外国に住所を有するか否かにかかわらず、法令を適切に執行していきたいと考えております。
29	施行令第2条第4号	施行令第2条第4号に「商品先物取引業者の代理又は媒介」によりとあるが、「取次」がここから外されている理由をご説明頂きたい。	「商品先物取引業」の定義から除外される行為の範囲は、昨今の不適正事例等も踏まえ、委託者保護に真に支障がないと認められる範囲に限定することが適当と考えられるところ、商品先物取引法施行令(以下「施行令」という。)第2条第4号においては、「商品先物取引業者の代理又は媒介」に限ることが適当と考えられます。
30	施行令第2条第4号	施行令第2条第4号のうち、「(これらの号に規定する媒介、取次ぎ又は代理を行う行為並びに第1号及び前号に掲げる行為に該当するものを除く。)」とあるが、この部分を削除して頂きたい。	
31	施行令第2条第4号	施行令第2条第4号が定める商品先物取引業の除外事由から、媒介、取次ぎ及び代理を行う行為が除かれている(同号の2つ目の括弧書き)が、外国商品市場取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う行為(商品先物取引法第2条第22項第3号、第4号)及び店頭商品デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う行為(同項第5号)についても、これらの行為を商品先物取引業者が代理又は媒介することを条件として、商品先物取引業の除外事由として認めて頂きたい。	商品先物取引業の定義から除外される行為の範囲は、昨今の不適正事例等も踏まえ、委託者保護に真に支障がないと認められる範囲に限定することが適当と考えられるところ、ご指摘については、委託者等の被害の発生の有無の実態や実務の状況等を踏まえ、今後も継続的に検討してまいります。
32	施行令第2条第4号	外国商品市場取引又は店頭商品デリバティブ取引において、外国語でしかホームページを作成していない場合、「勧誘」にはあたらないと考えてよいか、日本語のホームページを作成すれば勧誘に該当するか等、具体的な判断基準を示して頂きたい。	外国商品先物取引業者が行う行為が施行令第2条第4号に規定する「勧誘」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、例えば、我が国に居住する顧客が当該ホームページ等に掲載されたサービスの対象とされていない旨の文言が明記されている場合などには、居住者である顧客に対する「勧誘」には該当しないと考えられます。

33	施行令第2条第4号	外国法人等が、日本法人の媒介に基づき外国商品先物取引業者を通じて外国商品市場で取引を行う場合、当該日本法人の媒介行為は業として行っても、当該外国の規制に服する可能性があるものの、商品先物取引法の適用範囲外の行為であり、「商品先物取引業」に該当しないことを確認して頂きたい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、国内で勧誘等の行為が行われている場合には、その相手方が非居住者であっても、商先法の対象となります。
34	施行令第2条第4号	施行令第2条第4号について、外国商品先物取引業者が、国内の商品先物取引業者の媒介により、国内法人を相手方として海外取引所取引の委託若しくは委託の取次ぎ・媒介若しくは代理、あるいは店頭商品デリバティブ取引を行う取引の場合、外国商品先物取引業者の行為は商品先物取引業から除かれるものと理解しているが、この場合、媒介を行う国内の商品先物取引業者の行為は商品先物取引業に当たるといふ理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
35	施行令第2条第5号	施行令第2条第5号の「人的関係又は資本関係において密接な関係を有する者として主務省令で定める者」には、国内所在者のみならず、外国所在者も含まれる予定という理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりと考えられます。
36	施行令第2条第5号	Aがその密接関係者であるBとの間で店頭デリバティブ取引を行う場合、AとBのいずれの当事者にも本号が適用されるのでしょうか。それとも、本号が適用されるのは、Aだけでしょうか(Bについては、「業として」行っているかどうか、又は、BにとってAが密接関係者に該当するかどうか、につき別途判断されるのでしょうか)。	取引の一方の当事者がそもそも「業として」(法第2条第22項)当該取引を行っていない場合もありうるものと考えられますが、施行令第2条第5号に規定する「人的関係若しくは資本関係において密接な関係を有する者として主務省令で定める者」を相手方とし、又は当該者のために法第2条第22項第5号に掲げる行為を行う場合については、商品先物取引業の対象外となると考えられます。
37	施行令第2条第5号	Aが、その密接関係者であるBのために(媒介、取次ぎ又は代理により)Cとの間で店頭デリバティブ取引を行う場合、A、B、Cのいずれにも施行令第2条第5号が適用されるのではなく、Aだけに適用されるのか。	御指摘の例によれば、AがBC間の店頭商品デリバティブ取引の媒介を行っている場合、Aによる媒介行為は商品先物取引業から除かれる行為となりますが、当該媒介の結果CがBを相手方として行う店頭商品デリバティブ取引は、施行令第2条第5号との関係では商品先物取引業から除かれる行為とはならないと考えられます。
38	施行令第2条第5号	上場企業のうち1,000億円以上の資本金を有する等一定の信用力があると認められる会社が、自己の計算において物品の売買・運送・保管・売買の媒介を業とする者を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引のうち、当該業者の行う事業に伴う商品の価格変動リスクをヘッジするために行う取引は、商品先物取引業から除外して頂きたい。	施行規則における規定内容を検討するにあたっての参考とさせていただきます。
39	施行令第2条第5号	物品の売買・運送・保管・売買の媒介を業とする者(商社等)が、その取引に付随して当業者を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引のうち、当該業者の行う事業に伴う商品の価格変動リスクをヘッジするために行う取引は、商品先物取引業から除外して頂きたい。	

40	施行令第2条第3号、第4号、第5号	海外商品先物取引業者をブローカーとして、本邦の商品先物取引業者が専ら自己トレーディング目的として行う海外商品先物取引を発注する場合、当該本邦の商品先物取引業者の行為は、商品先物取引業から除外されるという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
41	施行令第2条への追加(外国業者の店頭デリバティブ取引)	外国商品先物取引業者に日本の当局に対する法第349条の届出を求めることは実務的ではないと思われるうえに、特定店頭商品デリバティブ取引となる国内市場上場商品等であっても、外国商品先物取引業者は、そのヘッジ取引を主として外国市場で行うものであり、国内市場でヘッジ取引を行う場合でも、国内商品先物取引業者に執行を委託することになるので、外国商品先物取引業者に届出を求めなくても、当該届出制度の趣旨にもとめることはないと思われる。	外国業者について、特定店頭商品デリバティブ取引に係る法第349条第1項の届出を一律に不要とするとは、市場の公正性・透明性確保の観点から、適当ではないと考えられます。
42	施行令第2条全般	商品先物取引業者が行う商品先物取引業に該当する行為以外の行為については、商品先物取引業の行為規制が課せられないという理解でよいか。	「商品先物取引業」の定義には該当しない行為に対する商先法の規定の適用の有無については、各規定の趣旨等に照らして判断されるべきものと考えられます。例えば、商先業者が「商品先物取引業」の定義には該当しない行為を行う場合は、当該行為に関しては不当勧誘等の禁止規定(法第214条各号)等の行為規制の適用対象とはならないものと考えられます。一方、帳簿の作成等に係る規定の適用については、当該商先業者が行う行為が商品先物取引業に該当するか否かにかかわらず、法令の定めるところにより適用されるものと考えられます。
43	施行令第2条全般、法第196条	「商品先物取引業」に該当しない行為を、商品先物取引業者が行う場合について、各種行為規制、法定帳簿の作成、純資産額規制比率及び商品取引責任準備金積立義務等の適用はどうなるのかを説明して頂きたい。	
44	施行令第2条への追加	上場企業など一定の信用力がある会社が、自己の計算において、商品デリバティブに関する投資経験が豊富な者のうち当局に届出を行った者との間で行う店頭商品デリバティブ取引は、商品先物取引業から除外して頂きたい。	施行規則における規定内容を検討するにあたっての参考とさせていただきます。なお、「商品先物取引業」の定義から除外される行為の範囲は、昨今の不適正事例等も踏まえ、委託者保護に真に支障がないと認められる範囲に限定することが適当と考えられます。
45	施行令第2条全般	法第2条第22項の「業として」の具体的な考え方を示されたい。	法第2条第22項の「業として」の行為とは、「対公衆性」のある行為で「反復継続性」をもって行うものをいうと解されていると考えられます。また、自己のポートフォリオを改善するために行う取引は、「業として」に該当しないものと考えられますが、具体的な行為が「業として」の行為であるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
46	第2条全般	商品先物取引業に該当しない行為かつ特定店頭商品デリバティブ取引にも該当しない業務のみを行う者には、本法で定められた義務及び禁止行為等は一切適用されないという理解で正しいでしょうか。また、商品先物取引業の許可を受けた者が行う上記の業務についても同様と理解してよろしいか。	商先法は、業規制として商品先物取引業を中心とした規制体系をとっていますが、このような業規制以外にも、相場操縦の禁止(法第116条)等の規定があり、このような規定は、商先業者以外の者にも適用されるものと考えられます。
47	施行令第2条全般	商品先物取引業から除外される行為について、一定の条件のもと主務省令で定めることができるようにして頂きたい。	施行令第2条第5号は、「人的関係若しくは資本関係において密接な関係を有する者」の具体的な内容を、既に省令において規定することとしているところですが、貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。なお、「商品先物取引業」の定義から除外される行為の範囲は、昨今の不適正事例等も踏まえ、委託者保護に真に支障がないと認められる範囲に限定することが適当と考えられます。

48	施行令第2条全般	商品先物取引業の定義に含まれる行為と特定店頭商品デリバティブ取引業の両方を行うには、商品先物取引業の許可と特定店頭商品デリバティブ業者の届出の両方が必要という理解で正しいか。	貴見のとおりと考えられます。
49	施行令第2条及び法第2条第3項	現物の引渡しを目的とした先渡し条件の売買契約を締結した後、一方当事者の債務不履行の場合に、損害賠償責任の履行として、実態として差金決済のような金銭の授受が行われるとしても、商品先物取引法第2条14項の「店頭商品デリバティブ取引」に該当しないという理解でよいか。また、現物の引渡しを目的とした先渡し条件の売買契約を締結した後、各当事者がそれぞれ物を融通する必要性が生じたため、同じ当事者間で反対売買を行い、結果として、実態として差金決済のような金銭の授受が行われた場合も「店頭商品デリバティブ取引」に該当しないという理解でよいか。	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、差金決済を行うことができない取引については、「店頭商品デリバティブ取引」には該当しないものと考えられます。また、差金決済が行われることのみをもって、ただちに、法第2条第14項の「差金の授受によって決済することができる取引」に該当するものではないと考えられますが、いずれにせよ、個別事例ごとに取引の実態に即して、実質的に判断されるべきものと考えられます。
50	施行令第2条及び法第2条第3項	売買の目的が物の融通ではなく、もっぱら価格を固定する目的で、形式的に売り契約と買い契約を行う場合(契約時に所有権は観念的に移動するものの、現物を実際にデリバリーすることを想定していないので、船積、倉庫の手配等を平行して一切行っていない場合)は、店頭商品デリバティブ取引に該当するか。	
51	施行令第2条及び法第2条第3項	施行令第2条第3号の「外国商品市場取引について高度の能力を有する者として主務省令で定めるもの」との間の店頭商品デリバティブ取引に係る行為は、商品先物取引業から除かれるという理解でよいか。	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、施行令第2条第3号は、外国商品市場取引に係る行為を業として行う場合において、当該行為の一部を商品先物取引業から除くものであって、店頭商品デリバティブ取引に係る一部の行為を商品先物取引業から除外する規定ではありません。
52	施行令第2条及び法第2条第15項	法第2条第15項の「対象外店頭商品デリバティブ取引」とは、「その内容等を勘案し、取引の当事者の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める店頭商品デリバティブ取引」と、「店頭商品デリバティブ取引について高度の能力を有する者として主務省令で定める者若しくは資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社を相手方として行われ、又はこれらの者のために行われる店頭商品デリバティブ取引」の両方を指しているという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
53	施行令第2条及び法第2条第15項	施行令第2条に該当する行為であり、特定店頭商品デリバティブ取引に該当しない行為は、法第349条の届出の対象ではないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
54	施行令第2条及び法第2条第15項	法第2条第15項に基づく政令が規定された場合、当該政令に規定された取引に係る行為は、商品先物取引業から除外されるとは限らないのか。	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、法第2条第15項の政令に規定される行為が、必ずしも法第2条第22項の政令において規定されるとは限らないことから、当該行為が当然に商品先物取引業から除外されることにはならないものと考えられます。

55	施行令第2条及び 法第2条第22項	主務省令で定める「高度の能力を有する者を相手方とする店頭商品デリバティブ取引」は、商品先物取引業の適用除外となるが、外国法人で外国の法令に基づき適格機関投資家に相当するものを相手方とする店頭商品デリバティブ取引は、外国当局への適格機関投資家の届出の有無に関わらず、商品先物取引業の適用除外と考えてよいか。	施行規則における規定内容を検討するにあたっての参考とさせていただきます。
56	施行令第2条及び 法第2条第22項	主務省令で定める金額以上の資本金を有する株式会社には外国法人も含まれるのかを確認して頂きたい。	外国法人であって一定程度の資本金を有する者は、告示において規定する予定です。
57	施行令第2条及び 法第349条第1項	「対象外店頭商品デリバティブ取引」であって、「公示に係る上場商品に該当する商品を取引対象商品とする店頭商品デリバティブ取引」は「特定店頭商品デリバティブ取引」となるが、過去に上場されたことがある商品であっても、その後上場が廃止された場合は、当該商品を対象とする対象外店頭商品デリバティブ取引は、「特定店頭商品デリバティブ取引」には該当しないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
58	施行令第2条及び 法第349条第1項	法第349条第1項の届出義務を遵守するため、「公示に係る上場商品に該当する商品」については、誰にでも容易にわかる形で示して頂き、当該情報のアップデートも併せてお願いしたい。	貴重な御意見として、今後の参考にさせていただきます。なお、施行規則別表第2において、上場商品構成物品又は上場商品指数の種類が示されています。
59	法第349条	商品先物取引法第349条第1項の「上場商品に該当する商品」への該当性はどのように判断すればよいか。 例えば、原油については各種原油が取引されているが、国内の商品取引所で先物価格が形成されている原油と異なる種類の原油の先物価格(例えば、NYMEXのWTI原油先物価格)が参照される店頭取引であっても、「上場商品に該当する商品を取引対照商品とする店頭商品デリバティブ取引」に該当するものとして、特定店頭商品デリバティブ取引に該当し得るという理解でよいか。	御指摘の例については、貴見のとおりと考えられます。
60	施行令第2条及び 法第349条第1項	特定店頭商品デリバティブ取引に該当する取引行為を行う場合、当該取引行為を行う主体は、「無差別に」本条の適用を受け、届出義務を負うほか、帳簿作成・保管義務等を負うが、金融商品取引法と平仄を合わせ、商品先物取引業者、海外商品先物取引業者、金融機関といった一定の者が対象外店頭商品デリバティブ取引を行う場合についてのみ、対象物が上場商品に該当すれば特定店頭商品デリバティブ業者としての義務を負わせるという考え方はとれないか。	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一定の者に対し特定店頭商品デリバティブ取引に係る法第349条の届出を一律に不要とすることは、市場の公正性・透明性確保の観点から、適当ではないと考えられます。
61	施行令第2条及び 法第349条第1項	対象外店頭商品デリバティブのうち特定店頭商品デリバティブに当たらない取引に係る業務(取引の相手方になる行為、及び媒介代理を含む)を行うについては、特段の届出等は必要ないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。

62	法第349条	法第349条第1項の「業として行おうとする者」は、特定店頭商品デリバティブ取引を取引当事者として業として行おうとする者を指している(同取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者は含まれない)という理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
63	施行令第2条全般、法第196条	対象外店頭商品デリバティブ取引や政令により商品先物取引業から除かれる行為を商品先物取引業者が行うとしても、法第196条の「兼業」には該当しないか。	貴見のとおりと考えられます。
64	施行令第23条	外国法人(又は外国に住所を有する者)が法第2条第22項第3号から第5号の業務を行う場合は、日本に事務所を有さない場合であっても商品先物取引業者の許可を認めるべきではないか。	外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人については、国内に営業所又は事務所を有するものである必要があります(法第193条第1項第1号イ)が、保険業法第2条第7項に規定する外国保険会社等である場合には、日本に事務所を有さない場合であっても商先業者の許可を取得しうる(法第193条第1項第1号ロ及び施行令第23条第6号)と考えられます。
65	施行令第23条	金融商品取引法において、外国法人の自己資本規制比率の特例において、「資本金」を「持込資本金」とする等の規定を定めている(金融商品取引法第46条の6第1項、第49条の2第3項)。商先法の純資産額規制比率において同様の措置を認めるべきである。	貴重な御意見として、今後の参考にさせていただきます。
66	施行令第23条	外国法人(又は外国に住所を有する者)が日本に事務所を有する場合は、支店に対する商品先物取引業者の許可を認めるべきである。	外国法人(又は外国に住所を有する者)であるか否かにかかわらず、商先業者の許可は、営業所(支店)単位ではなく法人単位で行われるものであるため、支店のみに対する許可は認められないと考えられます。
67	施行令第24条、第25条、第27条、第31条	施行令案第25条第1項、第27条第1項の「書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。」と規定に対し、第24条第1項及び第31条第1項は「書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるもの(次項において「書面等」という。)による承諾を得なければならない。」と規定している。いずれも電磁的方法による商品先物取引業者からの書面交付や特定委託者等からの申出について、あらかじめ特定委託者等から承諾を取得することを規定しているが、その方法に差異があるのか。また、差異があるとするならば差異を設ける理由を示されたい。	具体的な方法は施行規則で定めることとしていますが、その方法については差異を設けない予定です。
68	施行令第24条第1項	主務省令で定められる予定の「情報通信の技術を利用する方法」に電話やe-mailが含まれるのか。	具体的な方法は施行規則で定めることとしていますが、いわゆる電子メール等を定める予定であり、電話については含まれない予定です。
69	施行令第24条、第31条等	商品取引契約の締結前の書面等を情報通信の技術を利用して提供、通知するに当たっては、あらかじめ承諾を得る必要があるが、法施行後に円滑に情報通信の技術を利用して当該書面を提供することが出来るようにする観点から、法施行前に当該承諾を取得することを認めて頂きたい。	商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第12条において、施行日以後に締結される商品取引契約について、施行日前に顧客の承諾を得、かつ電磁的方法により契約締結前交付書面に記載すべき事項を提供しているときは、契約締結前交付書面を交付したものとみなされることとされております。

70	施行令第26条	登録手数料が実費を基に規定されているのであれば、外務員数の変動等状況に応じて機動的に見直すことが必要であるという理解でよいか。 また、登録手数料の算出根拠を教えてください。	貴見のとおり、外務員の登録手数料は実費を基に規定されており、状況に応じて機動的に見直すことが必要と考えられます。 また、登録手数料の算出根拠については、登録事務に係る1件あたりの人件費、物件費及びその他費用の積算を行い、1,000円と規定することとしたものです。
71	施行令第28条	施行令第28条に金融商品取引業者も加えて頂きたい。	銀行等の施行令第28条各号に掲げる者は、BIS規制等の国際的に合意されている極めて厳格な財務規制に服していることから、純資産額規制比率の適用から例外的に除外するものとして定めることとしています。
72	施行令第28条	施行令第28条に定める、法第211条第1項の政令で定める者の範囲に、第一種金融商品取引業者も含めて頂きたい。また、すべての第一種金融商品取引業者を対象外とできない場合には、たとえば、資本金等によりある一定の条件を満たす場合には第一種金融商品取引業者を純資産額規制比率の届出義務の対象外とすることを、是非ともご検討頂きたい。	また、上場企業であることや資本金が一定額以上であることをもって、必ずしも各種のリスクが顕在化したときに、それを十分カバーし得るだけの流動性がある純資産額を有しているとは考えられないことから、これらの要件に該当することのみを理由として純資産額規制比率の適用から除外することは適当でないと考えられます。
73	施行令第29条	広告等とは、複数の顧客に対して同様の内容の情報を提供する行為を指すとの理解でよいか。また、顧客ごとに顧客適合性・提案商品等を検討し、相対で勧誘する行為は広告等ではないことから、本条の適用を受けないとの理解でよいか。	一般的に、広告とは、随時又は継続してある事項を広く(宣伝の意味も含めて)一般に知らせることを指すと考えられます。御指摘の勧誘行為そのものは基本的には広告等に当たらないものと考えられますが、仮に当該勧誘行為を行うに際し、ピラ等を用いる場合には広告規制の適用を受ける可能性があることに留意が必要です。
74	施行令第29条第1号	広告等に記載すべき「商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項」は、上限額のみ、あるいは概要のみの表示でも問題ないか。 また、上限又は概要での表示も不可能な場合は、これらの表示が出来ない旨及びその理由を表示することで足りると考えてよいか。	具体的な事項は、施行規則で定めることとしています。
75	施行令第29条第1号	店頭商品デリバティブ等(いわゆるスワップ取引を含む)は、通常、手数料を受領していないし、これに該当するものもないと理解している。この場合、本条に規定する、広告に記載すべき「商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項」に該当するものはないと理解してよいか。	基本的には、店頭商品デリバティブ取引の対象となるものそれ自体の対価は、「手数料等」に該当しないものと考えられます。 ただし、手数料等を価格等に織り込むことにより一律に手数料等の開示が不要になるとはいえず、実質的に手数料等に相当する部分が存在する場合には、当該手数料等の表示が必要になると考えられます。
76	施行令第29条第3号	ISDAマスター契約に基づき、商品デリバティブ以外のデリバティブも含むデリバティブ取引全体に対する担保として一括して担保金を受領している場合、そのうち商品デリバティブに充当される担保額を特定できず、令第29条第3号に定める「当該取引の額の当該証拠金等の額に対する比率」が算出できないこととなる。こういった場合は、「当該比率を算出できない場合」に該当し、算出できない旨及びその理由を記載することでよいという理解でよいか。	「当該取引の額の当該証拠金等の額に対する比率」が算出できない場合には、当該比率を算出できない旨及びその理由を記載すべきものと考えられます。

77	施行令第29条(第36条第4号を含む)	CFD取引における売値と買値の差(いわゆるスプレッド)について、金商法施行令第16条第1項第6号では重要事項とし、金融商品取引業者等に関する内閣府令第75条で具体的に定めているが、これに該当する規定が見当たらないので、その取扱いについて見解を示されたい。	施行規則において、当該事項について定める予定です。
78	施行令第29条第4号(第36条第4号を含む)	第4号の「商品市場における相場」は国内商品市場における相場を意味すると考えられるが、「その他の商品の価格又は商品指数(…)に係る変動」には外国商品市場や現物市場の相場変動、さらにCFD取引におけるスプレッドの変動等も含まれるとの理解でよいか。そのような理解であった場合、「商品市場及び外国商品市場等における相場」という規定振りがより明確であると考えられる。	「商品市場における相場その他の商品の価格又は商品指数に係る変動」には、御指摘の外国商品市場や現物市場の相場変動等を含みますが、CFD取引におけるいわゆるスプレッドは一般的には含まれないものと考えられます。
79	施行令第29条第4号(第36条第4号を含む)	第4号で「商品市場における相場…に係る変動により商品取引契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合には、その旨及びその理由」と規定しているが、損失が取引証拠金等の額を上回らない商品取引契約に基づく取引については、この規定に基づく表示が適用されないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
80	施行令第29条第4号	「商品市場における相場その他の商品の価格又は商品指数」には、外国商品市場の相場も含むのか。法第2条第22項第3号から第5号までの取引の契約においても本号が適用されるのか。	貴見のとおりと考えられます。
81	法第217条第1項第3号	「差玉向かい玉」の定義についてガイドラインを作成し、広く「取組高を均衡させる取引手法」全般が含まれることを明確にすべき。	取組高を均衡させる取引手法がいわゆる差玉向かいに該当するか否かは、個別事例ごとに実態を踏まえ実質的に判断されるべきものと考えられます。また、委託者の被害の実態にかんがみ、故意に当該行為を行う場合には、商品取引契約の締結前のみならず、商品取引契約の締結後であっても、委託者に対し説明することが適切と考えられますので、施行規則においてその旨を規定する予定です。
82	法第217条第1項第3号	「差玉向かい玉」の説明義務を商先法第217条第1項第3号の政令事項として規定すべき。	

83	施行令第30条	ロスカットルールは、どれほど余裕を持ったルールを設定したとしても、場合によっては、初期の投資額以上の損失が生じることとなるため、ロスカットルールに従った取引についても不招請勧誘の禁止の対象とすべき。		
84	施行令第30条	損失が発生することとなるおそれ、とはどの程度の蓋然性があればそのようにみなされるのか。ロスカットの仕組みを整備すれば初期投資額以上の損失のおそれはないと解釈して良いか。		
85	施行令第30条	ロスカット取引を開始後にロスカット中止の申出を行うことができる以上、ロスカット取引として取引を開始しておいて受託業者の誘導でロスカットを中止することが容易に想定されるため、ロスカット取引であっても不招請勧誘の禁止規定の対象とすべき	不招請勧誘の禁止の対象外となる商品取引契約か否かは、取引証拠金等の額を超える額の損失が発生しない仕組みとなっているかどうか判断基準となります。なお、いわゆる「ロスカット取引」においては、場合によっては取引証拠金等の額を超える額の損失が発生することが考えられるため、不招請勧誘の禁止規定の対象となるものと考えられます。	
86	施行令第30条	経済環境や相場環境を見極めてロスカット水準を設定したとしても、レバレッジ取引の特徴として初期の投資金額以上の損失が出るおそれがあるため、ロスカットルールの設定により不招請勧誘の禁止規定の適用除外とすべきではない。		
87	施行令第30条	商品市場における相場等に係る変動により個人顧客に生じた含み損が証拠金の額を上回る場合に取引を強制的に終了させる制度(いわゆるロスカット・ルール)が適用される商品取引契約は、商品先物取引法施行令第30条によって不招請勧誘が禁止される商品取引契約には該当しないという理解でよいか。		
88	施行令第30条	不招請勧誘の対象とならない取引を認めることによって、いったん当該取引を開始した後に、より効率的な取引を案内する等と称して従前どおりの高レバレッジ取引へと誘導するという事態が頻発することが容易に想定されるため、取引証拠金の料率設定やロスカット水準の調整等の方途を講じたとしても不招請勧誘の禁止規定の対象となることを明示すべき。		
89	施行令第30条	ダイレクトメール、おとり広告等について、不招請勧誘禁止の潜脱を防止するよう厳格な規制をすべき。		御指摘の行為は、その態様によっては、広告規制(法第213条の2)等の対象となるものと考えられ、その場合には、直接不招請勧誘の禁止に該当しないと考えられます。ただし、おとり広告等の行為が実質的に勧誘と認められる場合には、不招請勧誘の禁止規定の対象となりうるものと考えられます。
90	施行令第30条	「訪問し、又は電話をかけて」行う勧誘が対象であり、ダイレクトメールや電子メールを利用した勧誘は適用されないことという理解でよいか。		御指摘の行為については、直接不招請勧誘の禁止規定には該当しませんが、その態様によっては、広告規制(法第213条の2)等の対象となるものと考えます。

91	施行令第30条	金の現物取引を勧誘するような広告を見て連絡してきた顧客や、セミナーや講演会を開催しそこに参加したことをもって勧誘する行為についても不招請勧誘の禁止規定を潜脱するものであるため、厳格な規制を行うべき。	不招請勧誘の禁止規定の潜脱を防止するため、施行規則においては、不招請勧誘の禁止規定の対象となる商品取引契約の勧誘を目的とするセミナーについては、事前にその旨を明示することを規定することを予定しています。
92	施行令第30条	他の広告で集まった顧客に対して不招請勧誘の対象となる取引を勧誘することが常態化していることが判明したような場合には、当該広告の中に「今後商品先物取引の勧誘を行う可能性がある」旨を明示するよう規定すべき。	
93	施行令第30条	「個人である顧客」とは、自然人である顧客という意味で、例えば組合(匿名組合)や外国法人、外国で法人に類似するもの等は個人である顧客に当らず不招請勧誘の禁止の対象外となることを確認したい。	貴見のとおりと考えられます。
94	施行令第30条	法人に類似した組織体に対して不招請勧誘を行った結果、その組織体の代表者個人名義で口座が開設された場合も取引の実体が組織体であるのであれば、問題は生じないことを確認したい。	商品取引契約の勧誘の対象が個人に対するものでない場合には、不招請勧誘の禁止の対象とはならないと考えられますが、勧誘の対象が個人であるか否かについては個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
95	施行令第30条	不招請勧誘の禁止規定の適用にあたっては、過去に同種の取引経験を有していたとしても、新たに勧誘される取引について具体的適合性を具備するとは限らない以上、取引経験者に対する不招請勧誘も禁止されることを明示すべき。	御指摘の「取引経験者」との取引についても、個人である場合には原則として不招請勧誘の禁止規定が適用されるものと考えられますが、一定の場合には不招請勧誘の禁止の対象としないことを施行規則において定めることを予定しています。
96	施行令第30条	初期投資額を上回る可能性のあるものに限定すべきではない。	不招請勧誘の禁止の対象は、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態といった点を考慮し、法改正審議の際の附帯決議に沿って規定したところです。今後、適合性の原則(法第215条)の遵守をおよそ期待できず、利用者被害の発生やその拡大を未然に防ぐために不招請勧誘の禁止の対象とすべき取引類型が把握された場合には、施行令において迅速かつ機動的に指定を行い、適切に対応してまいります。
97	施行令第30条	施行令案はわかりにくいいため、個人を相手とするすべての商品先物取引を対象と規定すべき。	
98	施行令第30条	初期投資額以上の損失が発生しない国内公設市場における商品先物取引は存在しないため、すべての商品先物取引を不招請勧誘の禁止規定の対象と明示すべき。	
99	施行令第30条	不招請勧誘の禁止の対象とならない例外を定めたことによる顧客被害が解消しない場合の措置は何を考えているのか。	
100	施行令第30条	高齢者を中心に、消費者に合理的な判断をさせないようなセールスを展開されることにより消費者被害が多発している。一般個人に対する商品取引契約の勧誘は禁止すべき。	
101	施行令第30条	オプションの買いについても、取引を継続することにより初期の投資額以上の損失が生じるものであるため、不招請勧誘の禁止の対象とすべき。	
102	施行令第30条	国内公設市場における商品先物取引についても不招請勧誘の禁止の対象としたことは、商品先物取引に係る被害実態を踏まえたものとして評価できる。	
103	施行令第30条	商品取引所法改正案審議の際の附帯決議より内容的に後退することの無いように規定すべき。	

104	施行令第30条	不招請勧誘禁止の潜脱を許さない厳格な法規制を行うべき。	
105	施行令第30条	国内公設の取引所取引について、初期の投資額を上回る損失が発生する可能性のない取引は無いのであり、端的にすべての国内取引所取引が不招請勧誘の禁止規定の対象となることを明示すべき。	
106	施行令第30条	金融商品取引法と同様に、個人だけでなく、零細事業者を始めとする一般委託者である法人(アマ法人)に対しても不招請勧誘の禁止規定を適用すべき。	不招請勧誘の禁止の対象は、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態といった点を考慮し、法改正審議の際の附帯決議に沿って規定したところです。今後、適合性の原則(法第215条)の遵守をおよそ期待できず、利用者被害の発生やその拡大を未然に防ぐために不招請勧誘の禁止の対象とすべき取引類型が把握された場合には、施行令において迅速かつ機動的に指定を行い、適切に対応してまいります。
107	施行令第30条	個人と法人の区別が実際上困難である以上、一定の小規模企業についての勧誘は、その代表者個人への勧誘とみなして不招請勧誘を禁止すべき。	
108	施行令第30条	中小事業経営者を顧客とする場合、あえて契約主体を法人とすることにより規制を潜脱することが想定されるため、不招請勧誘の対象を法人にまで拡大すべき。	
109	施行令第30条	不招請勧誘の禁止の対象は、個人か法人かで区別するべきではなく、金融に関する知識という意味ではどちらも非専門家である以上、アマであるかプロであるかで分別すべき。	
110	施行令第30条	「上回る」とは「以上」ではなく「超える」の意味か。	
111	施行令第30条	初期の投資額の定義が不明確。「個々の取引をするために必要な資金」等とすべきではないか。	不招請勧誘の禁止の対象外となる商品取引契約は、当該契約に基づく取引により生ずるおそれのある損失の額が、法第217条第1項第1号に規定する取引証拠金等の額を超えないものに係る商品取引契約です。
112	施行令第30条	損失限定取引の定義につき、不招請勧誘の禁止規定の意義が損なわれないよう厳格な定義を示すべき。	
113	施行令第30条	損失限定取引の勧誘を行い取引を開始した委託者に対しては、一定の習熟期間を終えたとしても損失限定取引以外の取引を開始することは禁止すべき。	不招請勧誘の禁止規定は不招請勧誘の禁止の対象とならない商品取引契約の経験の有無によって適用が除外されるものではないと考えます。
114	施行令第30条	同一口座において禁止対象の取引と禁止されない取引が混在すると、事後、紛争に発展した場合、裁判における判断が混乱することが予想されるため、商品取引契約の種類または、不招請勧誘が禁止されている契約か否かによって取引口座を区別するなどの手当てが必要と考えます。このような手当ての方法などを具体的に規定していただくことを求めます。	委託者保護を確保するとともに、顧客との間の紛争を防止する観点から、施行令第30条に規定する商品取引契約と、それ以外の商品取引契約は独立の契約とするべきと考えられます。
115	施行令第30条	第30条における「商品取引契約」とは取引口座を開設するための基本契約を指すという理解でよいか。	商品取引契約とは、商品市場における取引においては御理解のとおりと考えられますが、広く商品デリバティブ取引を行うにあたっての基本となる契約を指すものと考えます。

116	施行令第30条	あらかじめ法第214条第9号の政令で規定する商品取引契約の締結の勧誘を行う目的があることを明示したセミナーに参加した顧客に対し、勧誘を受ける意思の有無や、当該顧客の適合性の確認を行った後は、当該顧客に対して勧誘できるという理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
117	施行令第30条	法第214条第9号及び政令第30条の施行前に、既に勧誘を受ける意思を確認している顧客又は勧誘を要請している顧客に対し、適合性の確認を行っている場合には、法令の施行後においても引き続き勧誘できるという理解でよいか。	顧客による招請の時期が施行日前か否かを問わず、顧客の招請に従って行われる勧誘は法第214条第9号の禁止規定の対象とはならないものと考えます。
118	施行令第30条	個人顧客、例えば個人事業主がヘッジの目的で商品取引契約を締結しようと考えていたとしても、当該顧客から商品取引契約の締結の勧誘を要請してこない限り、商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者は勧誘できないとの理解でよいか。また、法人顧客であればヘッジ目的又はスペキュレーション目的のいずれであっても、不招請勧誘の禁止は適用されないとの理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。
119	施行令第30条	オプション取引の買いのみを内容とし、かつ、権利行使をしないことを内容とする商品取引契約は損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれのない取引の商品取引契約として該当するか。	御指摘の取引のみを行うこととする商品取引契約については、不招請勧誘の禁止規定の対象とはならないものと考えられます。
120	施行令第30条	丸代金を預託した先物の買い又は倉荷証券を預託した先物の売りのみを内容とする商品取引契約は損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれのない取引の商品取引契約として該当するか。	
121	施行令第30条	商品取引所が業務規程において取引証拠金の額を上回ることをしないよう制度化した取引を内容とする商品取引契約は損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれのない取引の商品取引契約として該当するか。	
122	施行令第30条	標準的な商品取引契約に、損失額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれのない取引のみを行う旨の特約を付したものの(以下「特約付き商品取引契約」という。)は、標準的な商品取引契約と別なものとし、顧客から当該特約付き商品取引契約の締結の勧誘の要請がなくても、商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者から勧誘することができるという理解でよいか。	御指摘の特約の詳細が不明ですが、当該商品取引契約の内容が、発生し得る損失額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれのない取引のみを行うこととなっているものについては、不招請勧誘の禁止規定の対象とはならないものと考えられます。

123	施行令第30条	法第214条第9号に規定する「勧誘の要請」について、勧誘の定義と要請の定義の双方についての解釈指針を示されたい。	不招請勧誘の禁止規定の対象は、適合性の原則の遵守に問題があり、適合性の原則よりも踏み込んで委託者等の保護を図る必要があるものを規定しているところ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものではありませんが、法第214条第9号に規定する勧誘とは、商品取引契約の締結を目的とした一切の行為(顧客の適合性の確認(法第215条)や勧誘受託意思の確認(法第214条7号)を行う行為を含む。)を指すものと考えられます。また、勧誘の要請とは、顧客が業者に対して自らに対するそれらの行為を強く求めることを指し、例えば、一般的事項に関する照会や、取引概要に関する資料請求を行ったことのみをもって、当該顧客が勧誘の要請を行ったとみなすことはできないと考えられます。
124	施行令第30条	委託者保護ガイドラインにおいて定められている投資可能資金額を始めとする商品先物取引未経験者に対する保護措置は、今後も堅持すべき。	
125	施行令第30条	外国為替証拠金取引が、不招請勧誘を禁止したことによって爆発的に市場規模を拡大したことからすれば、自らの意思と判断をもった投機家のみが参加する市場に作り替えていくべき。	
126	施行令第30条	商品先物市場の役割を考えれば、不招請勧誘の禁止規定の導入により流動性が大幅に低下することは懸念すべき。個人に代わる流動性の担い手(例えば自己の資産を市場で直接運用する職業トレーダー)を創出すべき。	
127	施行令第30条	商品先物市場を存続させるためには、売買手数料によるビジネスから脱却し、顧客資産の運用に対する成功報酬制を導入すべき。	
128	施行令第32条	既に金融商品販売法第9条にしたがって勧誘方針を定め、掲示、公衆の閲覧に供しており、かつ商品デリバティブ取引についても従前から取り扱う他の金融商品と同様の方針のもと勧誘を行う場合には、商品デリバティブ取引個別の勧誘方針を別途制定する必要はないとの理解でよいか。	商先業者が、商先法第220条の3の規定により準用される金融商品の販売等に関する法律(以下「金販法」という。)第9条第1項の規定に基づき定める勧誘方針が、既に金融商品販売業者等として金販法第9条第1項の規定に基づき定めた勧誘方針と同一であることは妨げられないと考えられます。
129	施行令第33条	法第220条の3において「金融商品の販売等に関する法律第6条から第9条までの規定は、商品先物取引業者が行う商品取引契約について準用する。」と定められているが、商品先物取引業の適用除外行為にも金販法が適用されるか。	商先業者が商品先物取引業から除かれる行為を行う場合には、金融商品の販売等に関する法律の準用規定(法第220条の3)の適用はなされないものと考えられます。
130	施行令第35条	商品先物取引仲介業者が、商品先物取引業から除外される行為の仲介を行う場合、商品先物取引仲介業としての行為規制が課せられるか。	ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、商品先物取引仲介業者には、商品先物取引仲介業に該当する行為を行う場合には行為規制を遵守する必要があると考えられます。

貴重な御意見として、今後の参考にさせていただきます。

131	施行令第36条	施行令第36条第1号の商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に関して顧客が支払うべき「手数料、報酬その他の対価」について、顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価については、顧客が商品先物取引仲介業者に支払うものと、所属商品先物取引業者に支払うものの双方を意味するのか。	貴見のとおりと考えられます。
132	施行令第36条	商品先物取引仲介業者と所属商品先物取引業者の委託契約において、所属商品先物取引業者から月間のボリューム(顧客別又は全顧客の合計)に応じて、商品先物取引仲介業者に対していわゆる仲介手数料が支払われる場合、商品先物取引仲介業者が表示する手数料、報酬その他の対価の額は、顧客が所属商品先物取引業者に対して支払う手数料、報酬その他の対価の額と理解してよいのか。	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、顧客が所属商品先物取引業者に対してのみに手数料等を支払う場合、当該手数料等を記載すれば足りると考えられます。
133	施行令第36条第1項	顧客の判断に影響を及ぼす重要事項として「商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料」とあるが、商品先物取引仲介業者が徴収する手数料と商品先物取引業者が徴収する手数料の二つがある場合、商品先物取引業者が徴収する手数料を含むのか。また、これらを一体として徴収する場合、商品先物取引仲介業者の取り分を別途記載する必要があるのか。	商品先物取引仲介行為に係る商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料において、商品先物取引仲介業者が徴収するものと、商先業者が徴収するものがある場合、これらの合計額を表示すれば足りると考えられます。
134	施行令第36条第2項	施行令第36条第2号で取引証拠金等の額とあるが、これは所属商品先物取引業者に預託させる取引証拠金等の額のことか。	貴見のとおりと考えられます。
135	施行令第37条	商品先物取引仲介業者が、顧客に商品先物取引仲介業者と密接な関係を有する者以外に金銭若しくは有価証券を預託させる場合とはどのような場面を想定しているのか具体的に教えて頂きたい。	本規定は、商品先物取引仲介業者だけでなく、当該業者と密接な関係を有する者についても金銭等の預託を禁じたものであり、商品先物取引仲介業者と密接な関係を有する者以外に金銭若しくは有価証券を預託させる場合を想定したものではありません。
136	施行令第38条	商品先物取引仲介業者は、適合性の原則に従って商品先物取引仲介業を行わなければならないが、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引の目的を確認した記録を残す必要があるか。	商品先物取引仲介業者は、法令において顧客の知識、経験、財産の状況及び取引の目的を確認した記録を残すことを求められておりませんが、当該事項を確認した記録を残すこと等により、委託者の保護を確保することが望ましいものと考えられます。
137	施行令第39条	金融商品の販売等に関する法律施行令第12条第1項では、「金融商品販売業者等の本店又は主たる事務所(金融商品販売業者等が個人である場合にあっては、住所。第1号において同じ。)において」と、個人業者における勧誘方針の公表を明らかにしている。一方、第39条第2項では「商品先物取引仲介業者の本店等」と規定しているが、商品先物取引仲介業者が個人の場合にあっては「本店等」を「住所」と理解してよいのか。	施行令第39条第2項においては、「商品先物取引仲介業者の本店等において」と規定していることから、商品先物取引仲介業者が個人である場合においても、当該商品先物取引仲介業者の本店又は主たる事務所に勧誘方針を掲示するべきものと考えられます。

138	商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(以下「政令」という。)第9条	金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律における「金融機関等」に、法第349条第1項に規定する特定店頭商品デリバティブ取引業者を加えて頂きたい。	特定店頭商品デリバティブ取引業者は、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第2条第2項第3号の「我が国の法令により営業若しくは事業の免許、登録等を受けている法人又は特別の法律により設立された法人」には該当しないものと考えられます。
139	政令第23条	銀行等の海外商品市場における先物取引の受託等に相当する行為について、施行日前に成立した商品取引契約に相当する契約に係る取引に基づく債務の履行を完了していないときは、商品先物取引業の許可を得ることなく、施行日後に当該債務の履行を完了することができると理解して良いか。	貴見のとおりと考えられます。
140	政令第23条	商品先物取引業者が改正法の施行日の前に媒介、取次ぎ又は代理の委託を内容とする商品取引契約を締結したものの、当該施行日前に媒介行為、取次ぎ行為又は代理行為を履行していなかった場合、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案(以下「政令案」という。)第23条に基づいて(商品先物取引業の許可を得ることなく)、媒介行為、取次ぎ行為又は代理行為を行うことは許されるか。また、媒介、取次ぎ又は代理の委託を内容とする契約が基本契約に過ぎなかった場合において、当該施行日後に個別契約を結んで、(商品先物取引業の許可を得ることなく)当該個別契約の内容である媒介行為、取次ぎ行為又は代理行為を行うことは、同様に許されるか。	政令第23条の規定は、施行日前に締結した商品取引契約に相当する契約に係る施行日前に成立した店頭商品デリバティブ取引等に相当する取引などに基づく債務の履行を完了していない場合には、法第190条第1項の許可を受けなくても、当該債務の履行を完了することを認めるものです。
141	附則第5条	犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項において本人確認義務の対象とされる特定業務に、商品先物取引業に係る業務も含まれることになった。これに関連して、商品先物取引法第2条第22項に掲げられる商品先物取引業のうち「媒介」を行う行為について誰を「顧客」(犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項)と捉えるかは、商品先物取引業者に課せられる行為規制との関係でいずれの当事者を商品先物取引法における「顧客」と見るべきかと同様に解してよいか。	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般的には商先業者が商品先物契約を締結しようとする相手方が、顧客に当たるものと考えられます。
142	附則第5条	金融商品取引等において既に犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)に従った本人確認を完了している顧客については、「本人確認済みの顧客」と見做して、商品先物取引を行うに当たって再度の本人確認は不要という理解でよいか。	貴見のとおりと考えられます。

143	附則第5条	<p>対象外店頭商品デリバティブを業として行うものは、犯収法上、本人確認を行うべき主体として列挙されていない。</p> <p>また、対象外店頭商品デリバティブ取引を業として行う行為は、商品先物取引法第2条第22項各号に掲げる行為に含まれておらず、本人確認が必要な行為ではない。</p> <p>とすると、対象外店頭商品デリバティブの媒介・代理も、犯罪収益移転防止法施行令第八条第1項第1号ヨに定める行為にそもそも該当せず、媒介・代理を行う者としての本人確認は不要であるとの理解でよいか。すなわち、対象外店頭商品デリバティブの媒介・代理も、犯収法施行令第8条第1項第1号ヨに定める行為にそもそも該当せず、媒介・代理を行う者としての本人確認は不要であるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
144	附則第5条	<p>政令案附則第5条は、改正法施行前に犯収法に定める方法に準じた本人確認手続を完了している顧客については、改正法施行時点で犯収法に定める本人確認が完了しているものとして取り扱うことを認めているものか。</p>	<p>附則第5条は、法第2条第22項第3号から第5号までに掲げる行為のいずれかを業として行う者が、施行日前に犯収法に定める方法に準じた本人確認手続を完了している場合には、改めて本人確認を行うことを必要としない旨を定めたものです。</p>
145	附則第5条	<p>本条で言うところの「犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項の規定に準じ」た確認とは、現行の犯収法に定める本人確認を行っている場合のほか、どのような場合には「犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条第1項の規定に準じ」た方法と認められるか。</p>	<p>現行の犯収法において本人確認を義務付けられていない取引に関して、犯収法と同様の方法で本人確認等を行った場合、当該準じた方法と認められます。</p>
146	附則第5条	<p>法第2条第22項第3号から5号の取引に関し、政令施行前に法人顧客の取引執行者の本人確認まで行っていなかった場合の取り扱いについてご説明頂きたい。</p>	<p>御指摘の場合には、犯収法第4条第2項に規定される本人確認を行うことが必要と考えられます。</p>

147	全般	<p>以下の商品先物取引法の規定において言及される政令に該当する政令は、今回の改正で定められないという理解でよいか。</p> <p>第2条第1項第3号 同条第3項第7号 同条第9項第1号、第2号 同条第10項第1号チ 同項第2号 同条第14項第7号 同条第15項 第11条第9項 第18条第2項 第58条 第86条第6項 第96条の14第6項 第96条の28第5項 第138条 第144条の8第3項 第144条の10第6項 第144条の14第3項 第151条第1項、第2項 第154条第1項 第189条 第197条の6第6項 第197条の8第2項 第197条の9第2項 第197条の10 第214条の3第1項第1号 第217条第1項第3号 第218条第3項 第230条 第249条第1項 第262条第3項 第273条第1項 第307条第4項 第327条第2項 第347条 改正法附則第19条第6項</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
148	全般	<p>商品先物取引業者が「媒介」を行う場合、商品先物取引業者に課せられる行為規制（商品取引契約の締結前の書面の交付義務（商品先物取引法第217条）や特定委託者への告知義務（商品先物取引法第197条の3）等）との関係で、いずれの当事者を義務履行の対象となる「顧客」と見るべきか。</p> <p>例えば、商品先物取引業者が外国の業者と日本の投資家との間の取引を「媒介」する場合、この事実のみをもって、日本の投資家が当該商品先物取引業者の「顧客」とみなされるわけではないという理解でよいか。</p> <p>特に、商品先物取引業者が、外国の業者からのみ媒介手数料を得て日本の投資家との間の取引を媒介する場合、当該外国の業者のみを「顧客」と捉えることで足りるか。</p>	<p>御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、商先業者が外国業者との間で媒介行為に係る商品取引契約を締結する場合には、当該商先業者が外国業者に対し商品取引契約の締結前の書面の交付義務又は特定投資家の告知義務を負担するものと考えられます。また、国内の商先業者が、商先業者であって外国に所在する者から委託を受けて媒介行為を行う場合、当該商先業者であって外国に所在する者が、居住者である顧客に対し、商品取引契約の締結前の書面の交付義務（法第217条）又は特定投資家の告知義務（法第197条の3）を負担するものと考えられます。</p>
149	全般	<p>日本に支店を置くことにより商品先物取引業者として許可を受けた外国の業者が日本の投資家と取引を行うにあたり、当該外国業者の日本支店が当該取引を外国の本店に事実上つなぐ行為を行う場合、当該支店の行為は媒介でも取次ぎでもなく、商品先物取引業にはあたらないという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>

150	全般	政令第5条、第16条ないし第19条が見当たらないが、これらの規定は存在しないという理解でよいか。	御指摘の条文は、行政手続法に基づく意見公募の対象とはならないものです。
-----	----	--	-------------------------------------